輸第10816号	化成肥料	第二りん酸アンモニウム	株式会社ビー・インターナショナル	東京都港区芝公園一丁目２番９号ハナイビル５階
輸第10817号	生石灰	生石灰Ａ	ユニオン化成株式会社	東京都中央区日本橋人形町二丁目35番12号人形町アムフラット４階
輸第10818号	硫酸苦土肥料	硫酸苦土肥料22	株式会社林インターナショナル	富山県富山市問屋町一丁目２番52号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十六百号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように輸入業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月十六日　　農林水産大臣　林　芳正

１　輸入業者の住所の変更

登録番号　輸第12304号、輸第12312号、輸第12346号

変更前　富山県富山市中川原新町274番地７

変更後　富山県富山市粟島町一丁目23番16号

○農林水産省告示第千十六百一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月十六日　　農林水産大臣　林　芳正

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第60225号	硫酸苦土肥料	25.0硫酸苦土肥料	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第72018号	化成肥料	くみあい有機入り266	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第81872号	化成肥料	くみあい有機入り化成020	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第89109号	化成肥料	くみあい化成肥料255	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第89168号	化成肥料	くみあい化成肥料201	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第81610号	配合肥料	葛巻草地350	くみあい肥料株式会社	岩手県花巻市二枚橋第５地割146番地
生第87938号	混合りん酸肥料	りんごのサプリ	くみあい肥料株式会社	岩手県花巻市二枚橋第５地割146番地
生第89833号	配合肥料	岩泉デント肥料	くみあい肥料株式会社	岩手県花巻市二枚橋第５地割146番地
生第89943号	混合加里肥料	水稲用混合加里肥料	くみあい肥料株式会社	岩手県花巻市二枚橋第５地割146番地
生第91173号	混合りん酸肥料	てんろカル	くみあい肥料株式会社	岩手県花巻市二枚橋第５地割146番地
生第86302号	し尿汚泥肥料	くたのドライクリーン	白河市	福島県白河市八幡小路７番地１
生第86474号	し尿汚泥肥料	かわごドライクリーン	白河市	福島県白河市八幡小路７番地１
生第86475号	し尿汚泥肥料	こかとうふドライクリーン	白河市	福島県白河市八幡小路７番地１
生第86476号	し尿汚泥肥料	くたがわドライクリーン	白河市	福島県白河市八幡小路７番地１
生第87827号	し尿汚泥肥料	もとぬまドライクリーン	白河市	福島県白河市八幡小路７番地１
生第90960号	し尿汚泥肥料	くかちゅうおうドライクリーン	白河市	福島県白河市八幡小路７番地１
生第86416号	し尿汚泥肥料	しろね・ユコ肥料１号	新潟市	新潟県新潟市中央区学校町通１番町602番地１
生第81360号	汚泥発酵肥料	かんとりースーパー河北潟１号	株式会社河北潟ゆうきの里	石川県河北郡内灘町字湖西274番地２
生第81361号	汚泥発酵肥料	かんとりースーパー河北潟２号	株式会社河北潟ゆうきの里	石川県河北郡内灘町字湖西274番地２
生第91406号	汚泥発酵肥料	牛ふんもみがらプラス	株式会社河北潟ゆうきの里	石川県河北郡内灘町字湖西274番地２
生第84911号	汚泥発酵肥料	掛合コンポ	雲南市	島根県雲南市木次町木次1013番地１
輸第12313号	乾燥菌体肥料	ＢＮプロテインＹ50	株式会社バイオネット	茨城県つくば市神郡2564番地

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省農林水産省告示第二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第四十条第二項の規定による海岸保全施設の管理の所掌の方法についての協議が成立したので、同条第三項の規定により、その内容を次のとおり公示する。

平成二十五年五月十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏
農林水産大臣　林　芳正

一　海岸保全施設の位置及び種類　北海道渡島東沿岸伊達海岸（伊達市西浜町８０番１地先から８０番２地先まで）に係る海岸保全区域内の護岸

二　管理を所掌する主務大臣　農林水産大臣

三　管理を所掌する期間　告示の日から一に掲げる海岸保全施設に関する海岸保全施設整備事業及び当該事業が完了するまでに発生した災害の災害復旧事業が完了するまで

四　所掌する管理の内容　海岸保全施設整備事業及び災害復旧事業として施行する工事その他これらの工事の施行上必要な管理

○経済産業省告示第百三十五号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）の第二条の二の規定に基づき、認定を受けた次の学校の名称の変更届出があったので、同令第二条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十五年五月十六日　　経済産業大臣　茂木　敏充

新名称	旧名称	住所	変更年月日
山口県立青嶺高等学校	山口県立青嶺・美祢青嶺高等学校	山口県美祢市大嶺町東分二九九一二	平成二十五年四月一日